

保育施設における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

鳥取県子育て・人財局子育て王国課

新型コロナウイルスの感染予防に努めながら保育施設の運営を継続するため、感染予防の取組を整理しました。市町村・各保育施設での状況や実情に合わせて、取組の参考としてご活用ください。

<改訂内容>

●マスク着用の考え方と取扱いを整理

※この対策例は最新の情報に基づき適宜更新していきます。

1 基本的な感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染経路は、主に飛沫感染と接触感染です。飛沫感染と接触感染の防止を中心に、各施設の状況に応じた感染対策を実施して保育施設全体の感染対策を向上させていきましょう。

また、発熱や咳、咽頭痛などの風邪症状や体調不良（以下、「体調不良等」という。）の場合は、園児・職員とも登園・出勤しないことを徹底し、施設内に新型コロナウイルスを持ち込まないことが最も重要であることに留意しましょう。

さらに、職員が主に出入りする職員室、休憩室、職員用トイレなどでも、換気、マスク着用、手洗い・手指消毒、共有物の消毒、フィジカルディスタンスを意識して職員同士の3密を回避し、職員同士の感染対策を徹底しましょう。

区分	感染拡大予防の基本
最重要事項	体調不良等の場合は、園児・職員とも登園・出勤しない
飛沫感染対策	職員や園児の不織布マスク着用
	適切な換気（常時換気が望ましい）
	可能な限り距離をとった保育活動
接触感染対策	正しい手洗い・手指消毒
	共用の物品・場所の消毒



2 換気の方法

換気はエアコン使用時や寒い環境においても可能な限り常時行うことが望ましく、換気設備がある場合は常時運転させてください。換気設備がない場合は、2方向の窓を同時に開けて空気の流れを作って吸込口（入口）と吐出口（出口）を意識して空気を入れ替えましょう。大きく窓を開けられない場合でも、こぶし程度開き、空気の出入口を作っていただくようお願いします。

また、高いところから気にならない程度の扇風機の風を流し、低いところに外向きに風を逃すための扇風機等（危なくない構造）を設置することも効果的です。常時換気が難しい場合でも30分に1回以上、5分程度の換気をしましょう。換気が十分かどうかを確認する方法として、CO₂センサーを使用して室内の二酸化炭素濃度を測定し、1000ppmを超えないことを確認することも有効です。

冬は換気により室温が低い状態（冬の室温の目安：20～23℃）となることも考えられることから、園児の保護者に対して温かい服装を心掛けていただくよう依頼するなど、柔軟に対応しましょう。

また、室温が下がりすぎないように、空き保育室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を經由して、少し温まった状態の新鮮な空気を保育室に入れるなど2段階換気も気温変化を抑えるのに有効です。冬季の換気のポイントや2段階換気の方法などは、以下のNHKの動画を参考にしてみてください。

(参考) NHK おはよう日本

冬の換気のポイント(動画 54 秒) https://twitter.com/nhk_ohayou/status/1345913615413608455

寒い季節の新型コロナ対策(動画 1 分 7 秒) https://twitter.com/nhk_ohayou/status/1330044077967110151

3 正しい手洗い等

新型コロナウイルス感染症対策には、石けんと流水による手洗いが推奨されています。手洗いは30秒以上かけて丁寧に洗いましょう。

(1) 正しい手の洗い方



(2) 手洗いのタイミング

園児・職員ともに、以下の6つのタイミングにしっかりと手洗いを実施しましょう。園児については、マスクの着用が難しいからこそ手洗いが重要です。

手洗いの6つのタイミング



※文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2022.4.1 Ver.8)」より

<その他のポイント>

- ・特に給食後は、手に飛沫が付いているため手洗いを徹底しましょう。
- ・給食後、歯磨き後の手洗い場では、蛇口を介して感染拡大に繋がる恐れがありますので、職員が蛇口を開け閉めしましょう。
- ・トイレスリッパなどの飛沫物が付きやすいものを触った後には、手洗いをする習慣を身に付けましょう。
- ・降園の際にも手洗いを実施し、家庭への感染予防にも努めましょう。

- ・手洗いができない場合には手指消毒を行いましょう（アルコール（消毒用エタノール）：濃度70%以上）。なお、手が濡れていると濃度が下がり、効果が十分に期待できないため、手が乾いた状態で使用しまししょう。

（3）タオルについて

手洗い後の接触感染を避けるため、タオルの共有はさけましよう。手洗いの時にはペーパータオルを使用することが理想的です。常用が難しい場合でも感染症流行期はペーパータオルを使用することが望ましいです。

ペーパータオル等を捨てるゴミ箱は、足踏み式等で密閉ができるふた付きのゴミ箱を用意し、ゴミの回収に当たっては、手袋及びフェイスシールドを着用し、集めたゴミが入った袋は密封し、作業後は必ず手洗いを実施してください。

（4）石けんの種類

厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（以下、厚生労働省ガイドライン）」では、石けんは衛生管理の面からも液体石けんが望ましいとされています。固形石けんを使用している保育施設は、液体石けんや非接触型の石けんなどへの転換を検討ください。

4 マスクの着用について

マスクの着用は、基本的な感染対策として有効です。着用の考え方は次のとおりです。

【2歳未満児】

着けない。

【2歳以上児】

マスクは一律には着用を求めませんが、以下のような場合、発達状況等に応じて可能な範囲でマスクを着用しまししょう。

＜着用するとき＞

- ・子どもが集まり距離が十分にとれない場合
- ・屋内で換気が十分にできない場合
- ・合唱、歌遊び、発表会等行事・練習など飛沫感染のおそれのある活動 など

〔着用時の注意〕

- ・息苦しくないか等の体調変化に十分注意する。
- ・熱中症のおそれがある場合や体調が悪い場合は、マスクを外す。

なお、マスクを着けないときは、特に、換気や手洗い・消毒などの基本的な感染対策を徹底しまししょう。

また、袋に入れてロッカーや机に常備するなど、状況に応じてマスクを着脱できるよう、マスクを準備しておきまししょう。

5 園児の衛生習慣等について

新型コロナウイルス感染症対策を日々の保育活動で徹底しまししょう。園児に咳エチケット、手洗い、マスク着用等の衛生習慣が身に付くことは、子どもが自ら健康で安全な生活を作り出す力にも繋がります。園児にも正しく感染対策がとれるよう参考資料（16頁参照）のイラスト等を活用し、わかりや

すい感染対策の呼びかけをお願いします。

<目からの感染防止>

目の粘膜組織である「結膜」からも感染することがあるので、不用意に目を触らないよう園児への声掛けをしていきましょう。

6 食事時の対策

1 テーブルの人数を減らし、小さいテーブルは2人掛け、それ以外は4人掛けとし、食事前後は手洗いや手指消毒を実施しましょう。

○食事の介助が必要なクラス

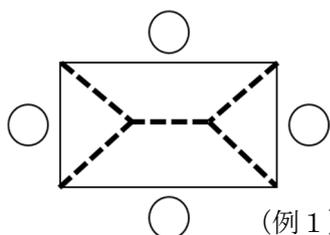
職員による消毒等の感染対策の徹底が必要です。食事の介助をするときは、ゴーグルやフェイスシールドを着用しましょう。

○食事の介助が必要でないクラス

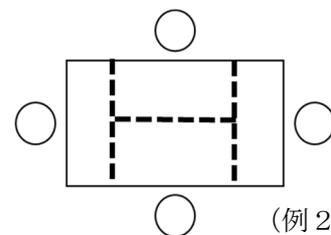
同じ机の前・横の園児にも飛沫感染対策が図れるようパーティションを工夫して設置しましょう。

(パーティションの設置例)

--- パーティション
○ 園児



(例1)



(例2)

7 おもちゃ、場所等の消毒

低年齢児はおもちゃや手すりなど、あらゆるものに口をつけたり手を触れたりします。多くの園児が触れる場所、物品の消毒は、日常の衛生管理として消毒を行いましょう。

消毒方法や消毒液の管理方法などは、園医等に相談しながら適切に実施しましょう。

(1) 多くの園児で共有する物品・多くの園児が触る場所の検討

日頃の保育内容から、おもちゃ、工作用品、絵本などの物品や場所を、子どもたちがどのように、どれくらい共有しているか、触っているか確認しましょう。

物品や場所などの確認結果をもとに、どのように消毒を行うか検討し、頻繁に消毒できない共有の物品等は、使用後3日程度は使用せず、ローテーションして使用することや個人用の物品に変更することも併せて検討しましょう。

(2) 消毒方法

消毒は、基本的に汚れを落としてから、消毒液でしっかり濡らした状態で実施する必要がありますので留意しましょう。厚生労働省ガイドラインでは、消毒する物品・場所によって消毒薬の種類と用途に分けて記載されていますので参考にしてください。

次亜塩素酸ナトリウム等の消毒作業では、スプレータイプで散布することはウイルスを舞い上げ、吸ったり目に入ると健康に害を及ぼす可能性がありますので、消毒液をペーパータオルなどに浸してから拭くなどの対応をお願いします。(県教育委員会の「学校空間の消毒方法について」の動画 (<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1208719.htm>) が参考になりますのでそちらをご参照ください)

14、15 頁に参考として、次亜塩素酸ナトリウムやアルコール（消毒用エタノール）を基本とした物品・場所等への消毒方法、消毒薬の種類と用途を記載しております。次亜塩素酸ナトリウムの希釈液は、時間が経つにつれ有効濃度が減少することに留意し、毎日、希釈・交換しましょう。

なお、小児に多いウイルス感染症の原因であるアデノウイルスやノロウイルスはアルコールが効かないので、おもちゃ等物品、床等の消毒には次亜塩素酸ナトリウム（約 0.05%）を使用してください。

（3）消毒のタイミング

消毒はこまめに実施することが望ましいですが、特に食事や歯磨き等の飛沫が発生し易い活動のあとには必ず実施しましょう。

- ・トイレも含めたドアノブなどの頻繁に触る箇所については、時間を決めての消毒を実施
- ・床等については、1日に1回以上、閉園前のタイミング等に消毒
飛沫が発生し易い活動の前に新聞紙やビニールシート等を敷いて活動後に廃棄又は消毒する等の対応も有効
- ・遊具、本など消毒が困難なものについては、職員や園児が使用する前後に石けんによる手洗い又は手指消毒を徹底することも有効

（4）消毒液の管理

園児がアルコール消毒液を口にしたり誤飲したりしないよう、アルコール消毒液は使用しない時は園児の手の届かない場所に置き、使用する時は職員が見ている状況で消毒を実施しましょう。

8 クラスタ発生を受けた保育活動の見直し

新型コロナウイルス感染症第6波（オミクロン株）で発生したクラスタ事案では、以下のような飛沫対策を中心とした見直しが必要であることがわかりました。感染拡大状況に応じて保育活動を見直し、場面や状況に合わせた感染防止対策を徹底しましょう。

- ・早朝・延長保育時や日中の複数のクラスによる合同保育を控え、異年齢児や異なるクラスの接触を減らす。
- ・年齢・クラス等のグループ分けにより空間を分け、園内・クラス内の園児同士の接触を減らす。
- ・多くの園児が集まる活動や行事は先送りする。
- ・催事を実施する場合は、座席間隔の確保や換気の徹底、出席保護者の制限や健康管理、マスクの着用、手指消毒など基本的な感染対策等を徹底する。
- ・発表会や諸行事などの練習などでは、集団で異なるクラスが接触しないよう、時間の調整や消毒・換気の徹底を図る。
- ・鍵盤ハーモニカ、合唱やお遊戯など飛沫感染リスクの高い活動を控える。
- ・声を出す歌遊び等を実施する場合は、マスク着用の徹底、全一方向、間隔（1 m以上）の確保を行う。
- ・読み聞かせ等を実施する場合は、距離の確保、換気、消毒の徹底を行う。

9 クラスタ発生を受けて保育施設の職員の皆様にご留意いただきたい事項

各保育施設においては、職員から園児へ感染させることのないよう格段の配慮をしていただいていると思います。加えて、職員同士の感染対策も重視していただき、施設内の感染対策のレベルを全体的に上げていきましょう。

次のとおり職員の皆様にご留意いただきたい事項をお示しします。

(1) 職員はマスク等を着用し飛沫感染対策をしましょう

飛沫が手に付着しただけでは感染しません。マスクを着用することで着用者の飛沫物を大きく減少させ、着用者の口に手指を媒介した接触感染のリスクも下げられます。感染経路を遮断するために感染予防策として推奨されている不織布マスクを着用しましょう。

また、目から飛沫物が入らないよう飛沫感染防止用のメガネ・ゴーグルやフェイスシールドを着用することも有効です。特に、オムツ交換やトイレや手洗い場といった水を使用して掃除を行う場面において、そのような飛沫感染防止用の感染防護具を活用しましょう。

飲食を伴う場面では、マスクを外すのは飲食物を口に入れる時のみとし、マスクを外す時間を最小限にしましょう。また、休憩室等に同時に入る人数も減らすなど、職員同士の距離を保ち感染リスクを下げましょう。

(2) 手洗い・手指消毒をしましょう

手洗いのタイミングについては、6つのタイミング（2頁参照）に加え、食事（食器の片付けを含む）、オムツ交換・トイレの介助後、休憩に入る前後にも実施しましょう。手袋を使用していた場合においても、外した後は必ず手洗いを行いましょう。

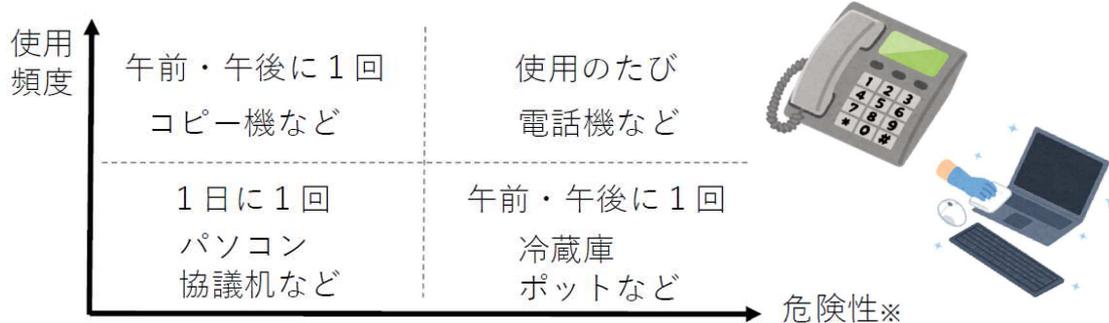
手洗いができない場合には手指消毒を行いましょう（アルコール（消毒用エタノール）：濃度70%以上）。なお、手が濡れていると濃度が下がり、効果が十分に期待できないため、手が乾いた状態で使用しましょう。

(3) 職員が共有する物品の消毒をしましょう

マスク着用や手洗い・手指消毒を徹底されていることが前提となりますが、受話器やパソコンなど職員で共有する物品について、アルコール等による消毒の徹底をお願いします。使用の頻度、感染の危険性に応じてアルコール等により消毒を実施してください。

※アルコールタイプのウェットティッシュは時間の経過によりアルコール分が希薄になるため、アルコール系消毒液をその都度ペーパータオルなどに付けて拭き取ることが望ましいです。

(参考) 共有物の使用頻度及び危険性による消毒頻度の目安



※接触後飲食を伴う物品や飛沫物が口に近づく可能性の高い物品は危険性が高くなります。

(4) 施設長等は、職員の健康状況の把握・管理を徹底しましょう

- ・出勤前の検温を徹底し、体調不良等がないか確認する。
- ・体調不良等の場合は、自宅待機、かかりつけ医又は受診相談センターへ相談する。
- ・職員がPCR検査を受ける場合は、施設長等へ報告するようルールを定める。
- ・自宅待機後の職員の出勤については、一時的に体調が落ち着く場合もありますが、解熱し症状軽快後24時間以上経過するなど必ず体調がよくなったのを確認して出勤する。
- ・感染拡大防止の観点からも、職員同士がフォローし合える関係性を作り、職員の体調管理がで

きる環境を整えておく。

新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことが出来なくなるなどの場合が考えられますが、県としては、園児の保育に可能な限り影響が生じない範囲で、人員基準を柔軟に取扱うこととしています。

- ・職員が、やむを得ず、県境をまたぐ移動や人が密集する場所に行ったり、家族・親しい人以外との会食など感染リスクが高い行動を行う場合に備えて、あらかじめ自宅待機のルールを定める。

※自宅待機期間の参考例

【濃厚接触者の待機期間等】

鳥取県新型コロナウイルス感染症特設サイト (<https://www.pref.tottori.lg.jp/302385.htm>)

【鳥取県職員の県外出張の対応（令和4年6月6日現在）】

県外出張の翌日から3日目まで毎日抗原定性検査で陰性を確認することにより、出張の翌日から出勤可能。（「#WeLove 山陰キャンペーン」等の観光往来支援地域及び生活圏域が一体と考えられる地域の往来は除く。）

(5) 職員は、体調管理を徹底しましょう

- ・県境をまたぐ移動や人が密集する場所に行ったり、家族・親しい人以外との会食をしたりなど、感染リスクが高い行動を控える。
- ・体調不良等の場合には、かかりつけ医又は受診相談センターへ相談する。
- ・体調不良等の場合には、施設長等に対して症状を伝え、出勤を控える。
- ・PCR検査を受検する場合は、施設長等へ報告する。

(6) その他注意すべき事項

- ・体調が悪くなった園児への対応について、休養させる場合は医務室等で行うこととし、体調不良児の対応中であることが分かるよう表示するなど、入室する職員を最小限にしましょう。また、食事、オムツ交換・トイレの介助など対応する職員はフェイスシールドやガウン、体調不良児には使い捨てのシート等を使用しましょう。
- ・トイレの床は重要な汚染源です。トイレ用のスリッパは、下駄箱等に置く形式ではなく、床置きにするなど、手で触れる機会を減らすように注意しましょう。

10 家庭への働きかけ

(1) 保育施設での取組を伝える

子どもの新型コロナ感染症への感染は、大人から感染するケースがほとんどです。適切な手洗い等の感染症対策を大人と子どもが同じ方法で身につけていくことが大切です。各保育施設での取組をお便り等で保護者にも伝えてください。

(2) 体調不良等の場合の自宅監護の要請等

園児本人に体調不良等がある場合、また同居家族が体調不良の場合も、当該園児の命を守るため、また感染を拡げないために自宅での監護を要請し、かかりつけ医又は受診相談センターへ相談するよう促してください。

また、保護者の理解が得られるよう事前に各家庭へ協力をお願いするなど、丁寧な対応をお願いします。

(3) 園児がPCR検査を受検する場合の連絡

園児がPCR検査を受ける場合は、保護者から園へ連絡をもらえるよう各家庭へ事前をお願いしておきましょう。

(4) 人権配慮の呼びかけ

新型コロナウイルス感染症は誰でも感染の可能性がある病気です。各保育施設においては、保護者の皆様に県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報等に惑わされることなく、感染者の人権に配慮した冷静な行動をとっていただくよう呼びかけにご協力をお願いします。

11 鳥取県版 新型コロナ警報及び保育施設等における感染予防等の取組例

令和4年5月6日から鳥取県版新型コロナ警報が暫定運用されています。圏域ごとに、最大確保病床使用率等によって、「注意報」、「警報」、「特別警報」が発令されます。

保育施設においては原則開所となりますが、鳥取県版新型コロナ警報の発令状況に合わせた保育施設における取組の目安を下表に記載していますので、各地域の発令段階における感染予防の取組の参考にしてください。

活動例	注意報	警報	特別警報
換気	○常時換気を推奨(換気設備は常時運転、換気設備がない場合は対角2方向の窓等を開ける) ※常時換気が難しい場合でも30分に1回以上換気		
手洗い	○手洗いは流水30秒を励行(手指消毒は必要な場面で実施)		
マスク	○2歳未満児 マスクを着けない ○2歳以上児 一律には着用を求めないが、以下のような場合、発達状況等に応じて可能な範囲でマスクを着用 【着用するとき】 ・子どもが集まり距離が十分にとれない場合 ・屋内で換気が十分にできない場合 ・合唱、歌遊び、発表会等行事・練習など飛沫感染のおそれのある活動 など (着用時の注意) ・息苦しくないか等の体調変化に十分注意する。 ・熱中症のおそれがある場合や体調が悪い場合は、マスクを外す ※マスクを着けない時は、特に、換気や手洗い・消毒などの基本的な感染対策を徹底		
受入れ・お迎え	○園舎内への立ち入り人数の最小化 ○保護者の送迎時等のマスクの着用や手指消毒の協力依頼	○施設外もしくは玄関口での受入れとお迎えを推奨(玄関口等で密集とならないよう配慮) ○保護者の送迎時等のマスクの着用の協力依頼	
送迎バス	○可能な限り距離をあげることが重要(例:1席空けて座るなど) ○対角線の窓をあけるなどの換気 ○登園・降園前後に消毒	○会話は可能な限り控える ○可能な限り距離をあげることが重要 ○対角線の窓をあけるなどの換気 ○登園・降園前後に消毒	
行事等	○感染予防を徹底しながら実施 ○保護者等の立ち入りを最小限にしつつ3蜜を回避して実施	○原則、実施を控える ○やむを得ず実施しなければならない行事等については、感染予防を徹底実施 ○保護者等の立ち入りを最小限にしつつ3蜜を回避して実施	○実施を控える
プール	○遊離残留塩素濃度を適切に管理し実施 ○子どもが密集しないよう工夫する ○タオル、備品の共有はしない	○原則、実施を控える ○必要なプール活動は、密集の回避などの感染対策を徹底した上で最少回数を実施	○実施を控える
保育活動	○園外活動の推奨 ○感染防止に配慮した屋内活動 ・音楽・歌唱活動は、換気を徹底し密集を避けて実施 ・調理活動を実施しない	○感染防止に配慮した屋内活動 ・子ども同士の距離を保てる遊びの工夫 ・クラスが混合しないよう配慮(トイレや午睡、外遊びなど)	○感染防止に配慮した屋内活動 ・子ども同士の間隔は1m以上をあける ・1日と同じクラス(同じ人たち)で過ごす
給食・おやつ	○可能な限り距離をあげることが重要 ○可能な限り対角線での配席 ○パーティションの設置 ○食事の介助が必要なクラスは、職員による消毒等の感染対策の徹底。食事の介助時にゴーグルやフェイスシールドを着用 ○食事前後の消毒	○会話は可能な限り控える ○可能であれば職員は子どもとは別に食事をとる方が望ましい(子どもと一緒に食べる場合でもマスクを外す時間を最小限にしましょう) ○可能な限り距離をあげることが重要 ○可能な限り対角線での配席 ○パーティションの設置 ○食事の介助が必要なクラスは、職員による消毒等の感染対策の徹底。食事の介助時にゴーグルやフェイスシールドを着用 ○食事前後の消毒	
歯磨き	○可能な限り距離をあげることが重要(例:蛇口一つ空けて歯磨きすることや時間帯を分けるなど) ○歯磨き後の手洗い場等の清掃・消毒(歯磨き中に水を流し続けることも効果的)		
午睡	○可能な限り距離をあげることが重要 ○布団干しは裏表両方 ○枕は飛沫物が付着しやすいので要留意		○隣の子どもの口元を1m以上離す ○布団干しは裏表両方 ○枕は飛沫物が付着しやすいので要留意
土曜・朝夕合同保育	○密にならないように適切な部屋で行うこと(例:園児の数に応じて遊戯室で保育することなど) ○換気を徹底すること ○職員による感染対策を徹底		
おもちゃ	○消毒できないものは3日程度間隔を空けて使用	○布おもちゃは控える ○その他のおもちゃはこまめに洗浄もしくは消毒 ○消毒できないものは3日程度間隔を空けて使用	○布おもちゃは控える ○その他のおもちゃはこまめに洗浄もしくは消毒 ○消毒できないものは3日程度間隔を空けて使用 ○登園が少ない場合にはできる限り個別でおもちゃを使用
環境衛生	○高頻度接触部位※は1日1回以上消毒を行う		

※高頻度接触部位とは、人がよく触れるドアノブや電気のスイッチ、ロッカー、保育日誌等入力のためのタブレット端末やペン、子どもが使用している机や椅子、階段の手すり、トイレの水洗レバー、エレベーターのボタンなどが含まれます。

12 保育所における感染対策

乳幼児は、抵抗力が弱く身体の機能が未熟であり、特に乳児は床を這い、手に触れるものを何でも舐めるといった行動上の特性があります。

新型コロナウイルス感染症に加え、アデノウイルス、ノロウイルス感染症などのアルコールの効かないウイルスの存在も念頭に、感染症に対する正しい知識や情報に基づき、感染対策を実施しましょう。

(1) ウイルスの感染予防対策における注意ポイント

- ・トイレの後、食事前は、流水で石鹸での手洗い、手指消毒を徹底しましょう
- ・タオル等は共用せず、ペーパータオルを活用しましょう。
- ・正しくマスクを着用しましょう。
- ・共用部分や物品（ドアノブ、手すり、スイッチ、おもちゃなど）はこまめに消毒しましょう。

※物品等の消毒には、次亜塩素酸ナトリウム（約0.05%）が有効です。（作り方は13頁参照）

小児に多いウイルス感染症の原因であるアデノウイルスやノロウイルスはアルコールが効かないとされています。

※その他の感染症については、厚生労働省ガイドライン参照

作	成	令和2年8月12日
第一次改訂		令和3年1月25日
第二次改訂		令和3年8月25日
第三次改訂		令和3年9月24日
第四次改訂		令和4年5月18日
第五次改訂		令和4年6月6日

参 考 资 料

保育施設における新型コロナウイルス 感染拡大予防ガイドラインのポイント

家庭から施設にウイルスを持ち込まないために

○体調不良等の場合は、園児・職員とも登園・出勤しない

- ・本人だけでなく、同居家族が体調不良等の場合も、登園・出勤を控えましょう

施設内で感染拡大させないために

○職員や園児の不織布マスク着用

- ・2歳未満児は、マスクを着けない
- ・2歳以上児は、一律には着用を求めませんが、距離・換気が十分でない、飛沫感染リスクが高いときなどは、発達状況等に応じて可能な範囲でマスクを着用しましょう。ただし、熱中症のおそれがある場合や体調が悪い場合は、マスクを外しましょう

○適切な換気(常時換気が望ましい)

- ・常時換気が難しい場合でも30分に1回以上、5分程度の換気しましょう

○可能な限り距離をとった保育活動

- ・給食・おやつ、歯磨き、午睡、送迎バスなどは可能な限り園児と園児の距離をあげましょう

○正しい手洗い・手指消毒

- ・石けん(液体が望ましい)と流水で30秒以上かけて丁寧に手洗いしましょう

○共用の物品・場所の消毒

- ・おもちゃ、工作用品、絵本などの物品や場所をこまめに消毒しましょう
- ・特に食事や歯磨き等の飛沫が発生しやすい活動の後には必ず消毒しましょう
- ・ドアノブなど頻繁に触る箇所や床等は時間を決めて消毒しましょう
- ・接触感染を避けるため、タオルの共有は避けましょう(ペーパータオルが望ましい)



クラスター発生を受けた保育活動の見直し例

感染を拡げないために、感染拡大状況に応じて保育活動を見直し、場面や状況に合わせた感染防止対策を徹底しましょう

【合同保育】

- 早朝・延長保育時や日中の複数クラスによる**合同保育を控え**、異年齢児の接触減
- 年齢・クラス等のグループ分け**により空間を分け、園内・クラス内園児の接触減

【行事等】

- 大人数の活動や行事は先送り**
- 催事を実施する場合は、基本的な感染対策（**座席間隔の確保、換気の徹底、出席保護者の制限・健康管理、マスク着用、手指消毒**など）を徹底
- 発表会や諸行事の練習等では、異なるクラスが接触しないよう**時間の調整や消毒・換気の徹底**

【保育活動】

- 鍵盤ハーモニカ、合唱、お遊戯など**飛沫感染の高い活動を控える**
- 声を出す歌遊び等は、**マスク着用の徹底、全一方向、間隔（1m以上）の確保**
- 読み聞かせ等は、**距離の確保、換気、消毒の徹底**

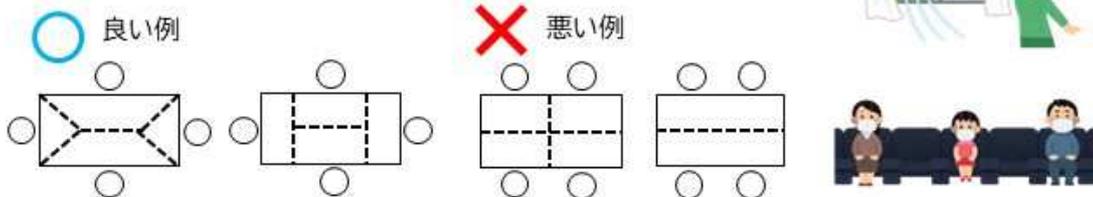
【食事】

- 1テーブルの人数を減らし**、小さいテーブルは2人掛け、それ以外は4人掛け
- 飛沫感染対策が図れるよう**パーティションを工夫**
- 職員が園児の食事を介助する場合は、**一緒に食事をとらない**

【保護者の送迎】

- 保護者の送迎は玄関にする**など、保育室の中に入らないようにする

[パーティションの設置例]



◇物品・場所等への消毒方法

物品・場所等	普段の洗浄等の方法	消毒する場合の方法
糞便や嘔吐物が付着した床、衣類等の浸け置き	—	・次亜塩素酸ナトリウム（濃度 0.1%）で消毒
食器等の浸け置き、トイレの便座、ドアノブ、手すり、床等	—	・次亜塩素酸ナトリウム（濃度 0.02～0.05%）で消毒
ぬいぐるみ・布類	定期的に洗濯。 陽に干す（週 1 回程度）。	・汚れを落とし、次亜塩素酸ナトリウム液（濃度 0.02～0.05%）に十分浸し、水洗いする。 ・色物や柄物には消毒用エタノールを使用する。
絵本	— ※洗浄できないため、3 日程度開けてローテーションで使用する。 （消毒可能な場合は 2 日程度）	・表面がコーティング等されており消毒可能な場合は、消毒用エタノールで表面を拭く。
洗えるもの	定期的に流水で洗い、陽に干す。 ・乳児クラス 週 1 回程度。 ・幼児クラス 3 カ月に 1 回程度。 乳児がなめるものは毎日洗う。	・汚れを落とし、次亜塩素酸ナトリウム液（濃度 0.02～0.1%）に浸し、陽に干す。 ・色物や柄物には消毒用エタノールを使用する。
洗えないもの	定期的に湯拭き又は陽に干す。 ・乳児クラス 週 1 回程度。 ・幼児クラス 3 カ月に 1 回程度。 乳児がなめるものは毎日拭く。	・汚れを落とし、次亜塩素酸ナトリウム液（濃度 0.05～0.1%）で拭き取り、陽に干す。
砂場	砂場に猫等が入らないようにする。 動物の糞便・尿は速やかに除去する	・掘り起こし砂全体を陽に干す。

※次亜塩素酸ナトリウムを濃度 0.02%で作成する場合は、時間とともに濃度が下がるためすぐに使用してください。

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】
 ・換気をしてください。
 ・家事用手袋を着用してください。
 ・他の薬品と混ぜないでください。
 ・商品パッケージや HP の説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
 商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

(プライベートブランド)

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) ※ ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から 3 ヶ月以内の場合は、水 1 L に本商品 10mL (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リウイン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1 L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
 表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

(出典：厚生労働省及び経済産業省作成リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>

◆保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）厚生労働省

＜消毒薬の種類と用途＞

保育所において消毒に使用される消毒薬の種類と用途については表3を参照すること。

表3 消毒薬の種類と用途

薬品名	塩素系消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水等）		第4級アンモニウム塩（塩化ベンザルコニウム等）※1 逆性石けん又は陽イオン界面活性剤ともいう。	アルコール類（消毒用エタノール等）
	次亜塩素酸ナトリウム	亜塩素酸水		
消毒をする場所・もの	<ul style="list-style-type: none"> 調理及び食事に関する用具（調理器具、歯ブラシ、哺乳瓶等） 室内環境（トイレの便座、ドアノブ等） 衣類、シーツ類、遊具等 嘔吐物や排泄物が付着した箇所 	<ul style="list-style-type: none"> 調理及び食事に関する用具（調理器具、歯ブラシ、哺乳瓶等） 室内環境（トイレの便座、ドアノブ等） 衣類、シーツ類、遊具等 嘔吐物や排泄物が付着した箇所 	<ul style="list-style-type: none"> 手指 室内環境、家具等（浴槽、沐浴槽、トイレのドアノブ等） 用具類（足浴バケツ等） 	<ul style="list-style-type: none"> 手指 遊具 室内環境、家具等（便座、トイレのドアノブ等）
消毒の濃度	<ul style="list-style-type: none"> 0.02%（200ppm）液での拭き取りや浸け置き 嘔吐物や排泄物が付着した箇所：0.1%（1,000ppm）液での拭き取りや浸け置き 	<ul style="list-style-type: none"> 遊離塩素濃度 25ppm（含量 亜塩素酸として 0.05%≒500ppm 以上）での拭き取りや浸け置き 嘔吐物や排泄物が付着した箇所：遊離塩素濃度 100ppm（含量 亜塩素酸として 0.2%≒2000ppm 以上）での拭き取りや浸け置き 	<ul style="list-style-type: none"> 0.1%（1,000ppm）液での拭き取り 食器の漬け置き：0.02%（200ppm）液 	<ul style="list-style-type: none"> 原液（製品濃度 70～80%の場合）
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 酸性物質（トイレ用洗剤等）と混合すると有毒な塩素ガスが発生するので注意する。 吸引、目や皮膚に付着すると有害であり噴霧は行わない。 金属腐食性が強く、錆びが発生しやすいので、金属には使えない。 嘔吐物等を十分拭き取った後に消毒する。また、哺乳瓶は十分な洗浄後に消毒を行う。 脱色（漂白）作用がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 酸性物質（トイレ用洗剤等）と混合すると有毒な塩素ガスが発生するので注意する。 吸引、目や皮膚に付着すると有害であり噴霧は行わない。 ステンレス以外の金属に対して腐食性があるので注意する。 嘔吐物等を十分拭き取った後に消毒する。また、哺乳瓶は十分な洗浄後に消毒を行う。 衣類の脱色、変色に注意。 	<ul style="list-style-type: none"> 経口毒性が高いため誤飲に注意する。 一般の石けんと同時に使うと効果がなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 刺激性があるので、傷や手荒れがある手指には用いない。 引火性に注意する。 ゴム製品、合成樹脂等は、変質するので長時間浸さない。 手洗い後、アルコールを含ませた脱脂綿やウェットティッシュで拭き自然乾燥させる。
新型コロナウイルスに対する有効性	○（ただし手指には使用不可）※2	○（ただし手指への使用上の効果は確認されていない）※2	○（ただし手指への使用上の効果は確認されていない）※2	○※2
ノロウイルスに対する有効性	○※3	○※3	×	×
消毒薬が効きにくい病原体			結核菌、大部分のウイルス	ノロウイルス、ロタウイルス等
その他	・直射日光の当たらない涼しいところに保管。	・直射日光の当たらない涼しいところに保管。	・希釈液は毎日作りかえる。	

※1 通常の衛生管理における消毒については、消毒をする場所等に応じ、医薬品・医薬部外品として販売されている製品を用法・用量に従って使い分ける。ただし、嘔吐物や排泄物、血液を拭き取る場合等については、消毒用エタノール等を用いて消毒を行うことは適当でなく、塩素系消毒薬を用いる。

※2 新型コロナウイルスの消毒、除菌に関する、上記の消毒薬の使用法の詳細については、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html を参照してください。

※3 ノロウイルスの消毒、除菌方法に関する、上記の塩素系消毒薬の使用法の詳細については、「ノロウイルスに関するQ&A（厚生労働省）」<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000856719.pdf> を参照してください。

◆2021年9月14日 特措法に基づく鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部(第104回)資料

子ども達をコロナから守りましょう

子どもへの感染が拡大しています。
 小さな子どもでも、正しく対策がとれるよう、**わかりやすい感染対策の呼びかけの工夫**をお願いします。

【子どもへの感染対策の呼びかけ例】

(マスク着用)



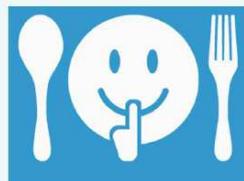
マスクは“鼻”をかくして!

(手洗い)



ご飯の前、学校・家に入るときは、必ず手洗い!

(食事中)



食べるときはおしゃべり無し!

(道具の貸し借り)



道具の貸し借りはしない!

体調悪ければ無理をしないで!

発熱、せきなどの**風邪症状はコロナ感染の重要なサイン!!**

コロナ感染症は初期の治療が大変重要です
 遅くなれば命に関わるかもしれません

少しでも症状がある場合は、**無理に登校・出勤をせず、**
かかりつけ医、又は受診相談センターに相談しましょう

職場も出勤前の**体調確認**、症状がある場合の
出勤自粛など、従業員への呼びかけを

コロナ感染を見逃さないためのお願いです



発熱等の症状が出たときの相談先

受診相談センター

☎ 0120-567-492 コロナ・至急に 毎日9:00~17:15

(ファクシミリ) 0857-50-1033

(東部地区) ☎ 0857-22-8111 上記以外の時間

(中部地区) ☎ 0858-23-3135

(西部地区) ☎ 0859-31-0029

休日を含め
24時間対応

◆鳥取県版 新型コロナ警報（令和4年5月6日暫定運用）

区 分		注意報	警報	特別警報
最大確保病床使用率		圏域ごとに 15%超	圏域ごとに 30%超	圏域ごとに 50%超
運用	発令・解除の目安	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域ごとに発令 ・ 設定値を超える日が3日連続した日の翌日から2週間 ➡ 2週間後に設定値以下であれば解除 		

<引用・参考文献>

- ・「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」厚生労働省
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000859676.pdf>)
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver.8）」文部科学省
(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)
- ・「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック第3版(2021.6)」
全国保育園保健師看護師連絡会 学術委員会
(<https://www.hoiku-kango.jp/index.php/2021/07/12/1055-2/>)
- ・保育界2020年6月号「新型コロナウイルス感染症について（第三報）～現在の状況から～」国立感染症研究所
(https://www.nippo.or.jp/Portals/0/images/about/pdfs/covid-19_infection_No.3.pdf)
- ・「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」厚生労働省ホームページ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)
- ・「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（2021年8月6日改訂）」国立感染症研究所
(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-01.html>)
- ・鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第104回）等会議資料（令和3年9月14日）、対策本部（第182回）会議資料（令和4年5月6日）
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/289708.htm>)
- ・鳥取県新型コロナウイルス感染症特設サイト：福祉関係者向け（幼稚園・保育施設含む）
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/290112.htm>)